

# 西川龍馬選手後援会

「西川龍馬選手後援会」は、西川龍馬選手のプロ野球活動を応援・支援するとともに、会員相互の交流を図ることを目的として立ち上げられました。

「西川龍馬選手後援会」では、会員限定の西川龍馬選手との交流会などのイベントを企画しています。西川龍馬選手を応援したいかたなら、どなたでも会員になれます。一緒に、西川龍馬選手を応援しましょう。

## 入会申込書

裏面の後援会会則に同意し、西川龍馬選手後援会に入会を申し込みます。

年 月 日

フリカナ	
お名前（法人名・屋号）	年齢 歳 （男・女）
フリカナ	
法人代表者名	（ご担当者）
ご住所	〒（ - ）
電話番号	
Eメールアドレス	
ホームページアドレス	

当会は、利用者から収集した個人情報を次の目的で利用いたします。利用者への連絡のため。利用者からのお問い合わせに対する回答のため。それ以外の目的に使用いたしません。

**年会費** 法人会員 30,000円 個人会員 3,800円  
子供会員 1,200円（入会時、高校生までの者で、その保護者が個人会員または法人会員の代表者であること）

**年会費振込先** ゆうちょ銀行 408（ヨンゼロハチ）支店 普通預金 口座番号7353344  
ゆうちょ銀行 記号 14060 番号 73533441  
口座名義 西川龍馬選手後援会（ニシカワリョウマセンシュコウエンカイ）

FAXでお申込みの場合



082-870-2130

西川龍馬選手後援会

<http://www.nishikawa-ryoma.com/>

後援会HP



## 西川龍馬選手後援会会則

(名称)

第1条 本会は、西川龍馬選手後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、西川龍馬選手のプロ野球活動を応援及び支援

(所在地)

第3条 本会の事務局は広島県広島市安佐南区緑井1丁目15番29

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会員証の発行
- 二 西川龍馬選手の欲する選手として活動するための種々の支援活動
- 三 西川龍馬選手との激励交流会などの開催
- 四 西川龍馬選手出席による少年野球教室等の社会貢献活動
- 五 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(会員の遵守事項)

第6条 本会の目的や事業等を理解し賛同できるものを本会の会員とし、

2 第2条及び第4条の目的を達成するために反社会勢力の排除に関す

- 3 西川龍馬選手を応援するファン獲得に努力すること。
- 4 西川龍馬選手及びその家族、関係者に負担となるような行動は慎むこと。
- 5 本会の秩序と統制を乱さないこと。

(入会手続き)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書に必要事項を記入の上、

- 2 前項の承認を得た者は、会費の振り込みを行う。
- 3 入金確認された後、速やかに会員証を発行する。

(会費)

第8条 会員は、役員会において定められた会費を納入しなければならない。

2 年会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法人会員 30,000円
- 二 個人会員 3,800円
- 三 子供会員 1,200円

(入会時、高校生までの者で、その保護者が個人会員または法人会員の代表者であること)

- 3 会員は、毎年2月末日までに年会費を納入しなければならない。
- 4 年度途中からの入会においても2項に定める年会費を収めるものとし、入金確認後に会員証を発行する。
- 5 会費は銀行振り込みの方法で納入するものとし、振込手数料は会員の負担とする。
- 6 会費の振込先は次のとおりとする。

ゆうちょ銀行 408 (ヨンゼロハチ) 支店  
普通預金 口座番号7353344  
口座名義 西川龍馬選手後援会 会計担当者 正木 滋

(退会)

第9条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとす。
  - 一 会員が死亡したとき
  - 二 前条3項に定める期日までに年会費を納入しないとき
- 3 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の承認の後に会員資格を失効させる。
  - 一 第6条に定める事項を遵守しないとき
  - 二 入会申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合
  - 三 会員として適格でない場合
- 4 すでに納入した年会費等については、理由の如何を問わず、返却は行わない。

(事業参加)

第10条 本会が行うイベント等の行事については、全てを予約制とし、会員以外の

2 イベント参加の際には、第8条に定める年会費以外に別途費用を要する場合がある。

(会員証)

第11条 本会は会員に対し、会員証を発行する。

- 2 会員証は本人のみが使用できるものとし、他人に譲渡や貸与をしてはならない。
- 3 会員証を紛失した場合は、事務局へ届け出るとともに再発行を求めるものとする。  
なお、再発行に関する手数料は、会員の負担とする。

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

- |      |    |
|------|----|
| 名誉会長 | 1名 |
| 会長   | 1名 |
| 副会長  | 1名 |

- |      |                   |
|------|-------------------|
| 事務局長 | 1名                |
| 幹事   | 若干名(筆頭幹事をおくものとする) |
| 会計   | 1名                |
| 監査   | 1名                |

※必要に応じて人数、役職の増減があるものとする。

(役員の職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、または欠席のときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務全般を統括する。

4 幹事は、本会の事務を担当する。

5 会計は、本会の出納事務を担当する。

6 監査は、本会の業務および財産の状況を監査する。

(役員の選任)

第14条 役員を選任は、西川龍馬選手の意思を尊重し、その権限を一任する。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の決定により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員会)

第16条 役員会は役員をもって構成する。

2 本会は、役員会を最高意思決定機関とする。

(経費等)

第17条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(免責事項)

第18条 本会は、故意または重大な過失により会員に損害を発生させた場合は、会員の損害について賠償しなければならない。

(個人情報)

第19条 会員情報は、個人情報保護法によって保護され、後援会活動以外の目的には使用しない。

(会則外事項)

第20条 本会則に定めのない事項については、役員会の決定によるものとする。

(会則の改廃)

第21条 本会則の変更または廃止は、役員会の決定によるものとする。

2 会則の変更があった場合は、役員は速やかに会員へ知らせねばならない。

附則

本会則は、平成30年1月1日より施行する。